

山口県報

平成19年
3月30日
(金曜日)

目次

規則

山口県公舎管理規則の一部を改正する規則(管財課)……………一

山口県公有財産規則の一部を改正する規則(管財課)……………五

山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)……………五

山口県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則(会計課)……………七

山口県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則(物品管理課)……………八

山口県物品規則の一部を改正する規則(物品管理課)……………八



山口県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十号

山口県公舎管理規則の一部を改正する規則

山口県公舎管理規則(昭和三十七年山口県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条第一号中「第五号」を「第四号」に改め、同条第二号中「前条第一項第六号」を「前条第一項第五号」に改め、同条第三号中「前条第一項第七号及び第八号」を「前

条第一項第六号及び第七号」に改め、同条第四号中「前条第一項第九号」を「前条第一項第八号」に改める。

第五条第一項中「第三条第一項第七号から第九号まで」を「第三条第一項第六号から第八号まで」に改める。

別記第一号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第6条関係)」に、「昭和 年 月 日」に「殿」を「様」に

住所 住所 住所

所属 所属 所属

職氏名 職氏名 職氏名

令「を「年齢」に 印」(電話 同 番)」に

参 照 事 項	を
---------	---

自動車保管場所の無 使用の標記の有無	有・無
特 記 事 項	に

	印
	を

	印
	に改め、同様式に備考と

として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第二号様式及び別記第三号様式を次のように改める。

第2号様式 (第7条関係)

公 舎 使 用 承 認 書

年 月 日

所 属
職 氏 名

年 月 日付けで申請のおつた公舎の使用については、山口県公舎管理規則第7条第1項の規定により、下記のとおり承認する。

山口県知事

印

記

公 舎 の 所 在 地	
公舎の名称及び番号	職員公舎 第 号
使 用 料	月額 円
附 帯 条 件	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式 (第8条関係)

公 舎 使 用 届

年 月 日

山口県知事 様

所 属
職員番号
職 氏 名

年 月 日付けで使用を承認された公舎に、下記のとおり入居しますので、山口県公舎管理規則第8条の規定により届け出ます。

記

公 舎 の 所 在 地	
公舎の名称及び番号	職員公舎 第 号
入 居 年 月 日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

報 告 書

昭和 年 月 日

「住所」

「住所」

「住所」

職員公舎第 号 「お誓いします」

職員公舎第 号

職員公舎第 号

職員公舎第 号

昭和 年 月 日

「住所」

「住所」

職員公舎第 号

職員公舎第 号

職員公舎第 号

「住所」

公舎所在地	
公舎名及び番号	公舎第 号

「住所」

公舎の所在地	
公舎の名称及び番号	職員公舎第 号

「住所」

職員公舎第 号

職員公舎第 号

第6号様式 (第13条関係)

公 舎 修 理 申 請 書

年 月 日

山口県知事 様

住所 所属

職員公舎 第 号

下記のとおり公舎の修理を受けたいので、山口県公舎管理規則第13条の規定により申請します。

記

公舎の名称及び番号	職員公舎 第 号
修 理 箇 所	
理 由 及 び 程 度	

注 「修理箇所」欄の記入に当たっては、当該箇所が平方メートル、枚数等の数量で測定できる場合には、なるべくこれらの数量を詳細に記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第7号様式 (第16条関係)

公 舎 明 渡 予 定 届 年 月 日

山口県知事 様

住 所 所 属 職 氏 名

⑩

下記のとおり公舎を明け渡す予定ですので、山口県公舎管理規則第16条第1項の規定により届け出ます。

記

公 舎 の 所 在 地	
公舎の名称及び番号	職員公舎 第 号
明渡事由発生年月日	年 月 日
明渡予定年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第8号様式 (第16条関係)

公 舎 使 用 延 期 願 年 月 日

山口県知事 様

所 属 職 員 番 号 職 氏 名

⑩

下記のとおり期限までに公舎を明け渡すことが困難であり、引き続き公舎を使用したいので、山口県公舎管理規則第16条第2項の規定により申請します。

記

公 舎 の 所 在 地	
公舎の名称及び番号	職員公舎 第 号
退職発令年月日 転任	年 月 日
延期使用を申請する理由	
明渡予定年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第9号様式(第18条関係)

公 舎 明 渡 届 年 月 日

山口県知事 様

所 属
職員番号
職 氏 名
(印)

下記のとおり公舎を明け渡したので、山口県公舎管理規則第18条の規定により届け出ます。

記

公 舎 の 所 在 地	
公舎の名称及び番号	職員公舎 第 号 職 員 寮
明 渡 年 月 日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十一号

山口県公有財産規則の一部を改正する規則

山口県公有財産規則(昭和三十九年山口県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中、「出納局」を、「会計管理局」に改め、同条第三号中、「出納局」を、「会計管理局」に、「出納長」を、「会計管理者」に改める。

第三十条第一項中、「第二百三十八条の四第四項」を、「第二百三十八条の四第七項」に改める。

第三十三条第三項第七号中、「第二百三十八条の五第三項」を、「第二百三十八条の五第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十二号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中、「出納長印等」を、「会計管理者印等」に、「出納長の」を、「会計管理者の」に改める。

第五条及び第八条中、「出納長」を、「会計管理者」に改める。

第九条第三項中「事務吏員」を「知事の補助機関である職員」に改め、同条第四項及び第五項中「吏員」を「当該出納員が置かれた本庁又は庁に所属する職員」に改め、同条第六項中「吏員その他の」を「その置かれた課又は庁その他の出先機関に所属する」に改め、同条第七項中「事務吏員」を「知事の補助機関である職員」に改める。

第十条第一項中「徴収職員」を「徴収職員」に改める。
第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 会計管理者等

第十二条の見出し中「出納長印等」を「会計管理者等」に改め、同条中「出納長は出納長印の印鑑を、副出納長は副出納長印」を「会計管理者は会計管理者印」に改める。

第二十條の二、第二十二條、第二十三條、第二十五條第一項及び第三項並びに第二十六條中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第三十二條第一項中「出納長等」を「会計管理者等」に、「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第三十三條中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第三十五條第一項中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改める。

第三十六條第一項中「出納長等」を「会計管理者等」に、「出納長又は」を「会計管理者又は」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第三十七條、第三十八條第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第三十九條第一項及び第三項、第四十條第四項及び第五項、第四十二條第一項、第五十一條、第五十二條、第五十六條第一項、第二項及び第四項、第五十七條第一項から第四項まで、第五十八條第一項並びに第五十九條第一項から第四項までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第六十條第二項の表中「総合政策局政策企画課長」を「総合政策部政策企画課長」に

改め、「

出納長

出納局会計課長

」

を削る。

第六十四條、第六十七條第二項、第六十九條第一項及び第二項、第七十條第一項、第七十條の二、第七十一條第一項、第七十二條第一項から第四項まで、第七十二條の二から第七十四條まで、第七十五條第一項から第三項まで、第七十六條、第七十七條、第七十八條第一項、第三項及び第四項、第八十條、第八十二條、第八十三條、第八十四條第

一項、第八十五條、第八十六條、第八十九條、第九十二條第一項及び第五項、第九十三條から第九十五條まで、第九十六條第一項、第三項及び第五項、第九十六條の二第一項、第三項、第五項及び第六項、第九十七條第一項、第九十八條第一項、第一百條、第一百零一條から第一百零四條まで、第一百七條、第一百八條、第二百一十一條第一項並びに第二百二十六條中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第三百三十條第一号中「又は貸借」を「若しくは貸借に係るもの又は建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事」に改める。

第三百三十一條中「こえないもの（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事に係るものを除く。）」を「超えないもの」に改める。

第七十條第二項、第七十一條から第七十六條まで、第七十七條第一項、第二項及び第四項、第七十八條、第八十一條、第八十三條から第八十七條まで、第八十八條、第九十條第一項から第四項まで、第九十一條から第九十三條まで、第九十五條、第九十七條第二項、第九十八條、第九十九條、第一百零一條から第一百零四條まで、第二百一十一條から第二百四十四條まで並びに第二百四十九條第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百一十一條の見出しを「（徴収職員）」に改め、同条第一項中「吏員の」を「知事の補助機関である職員」に、「徴収職員」を「徴収職員」に改め、同条第二項中「徴収職員証」を「徴収職員証」に改める。

第二百二十六條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百二十七條、第二百二十八條、第二百三十條第二項、第二百三十三條及び第二百三十四條中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百四十條中「事務吏員」を「知事の補助機関である職員」に改める。
第十一章第二節の節名中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百四十六條、第二百四十七條、第二百四十八條第一項、第二百四十九條、第二百五十條の表、第二百五十二條及び第二百五十六條第一項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第一 山口県農業試験場の項を次のように改める。

山口県農林総合技術センター

山口県立農業大学校及び山口県病害虫防除所

別表第一 山口県立柳井工業高等学校の項から山口県立徳山工業高等学校の項までを次のように改める。

山口県立高森高等学校	山口県立高森みどり中学校
山口県立柳井工業高等学校	山口県立柳井商工高等学校
山口県立德山商工高等学校	山口県立德山商業高等学校及び山口県立德山工業高等学校

別表第三山口県農業試験場の出納員の項を次のように改める。

山口県農林総合技術センターの 員	山口県農林総合技術センター
---------------------	---------------

別表第三山口県菅野ダム管理事務所の出納員の項の次に次のように加える。

山口県立安下庄高等学校の出納員	山口県立安下庄高等学校
-----------------	-------------

別表第三山口県立小野田工業高等学校の出納員の項及び山口県立厚狭高等学校の出納員の項を次のように改める。

山口県立厚狭高等学校の出納員	山口県立厚狭高等学校
山口県立小野田工業高等学校の出納員	山口県立小野田工業高等学校

別表第四の一の項中「二十一」を「二十」に改め、同表三の項中「山口県きららスポーツ交流公園管理事務所」を「山口きらら博記念公園管理事務所」に改め、同表中十三の項を削り、十二の項を十三の項とし、同表十一の項中「総務課長」の下に、「山口県松光園にあつては、主査」を加え、同項を同表十二の項とし、同表五の項から十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表四の項中「主査」の下に、「庶務を担当する者に限る。」を加え、同項を同表五の項とし、同表三の項の次に次のように加える。

四 山口県立美術館条例(昭和五十四年山口県条例第二号)第一条の表に掲げる美術館	副館長(庶務を担当する者に限る。)
---	-------------------

別表第四中十八の項を削り、十九の項を十八の項とし、二十の項を十九の項とし、二十一の項を二十の項とする。

別記第四号様式中「山口県庁」を「山口県庁」に改める。

別記第八号様式、別記第十号様式及び別記第十一号様式中「山口県庁」を「山口

県庁」に改める。

別記第十二号様式中「山口県庁」を「山口県庁」に改める。

別記第十四号様式の表中「徴収印」を「徴収印」に改め、同様式の裏中「徴収印」を「徴収印」に、「印」を「徴収印」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五十三号

山口県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

山口県収入証紙取扱規則(昭和三十九年山口県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項及び第四項、第十三条第一項、第三項及び第七項、第十四条第三項及び第四項、第十七条第三項及び第四項並びに第二十條第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二十二條の見出し中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記第三号様式及び別記第七号様式中「印」を「印」に改める。

別記第八号様式中「山口県庁」を「山口県庁」に改める。

別記第九号様式中「印」を「印」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十四号

山口県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

山口県庁用自動車管理規則（昭和五十一年山口県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「出納局物品管理課」を「会計管理局物品管理課」に改める。

第三条中「総務部長」を「会計管理局長」に改める。

第五条第一項中「第七十四条の二第一項」を「第七十四条の三第一項」に改める。

第五条の二第一項中「第七十四条の二第二項」を「第七十四条の三第四項」に改める。

第六条の二中「総務部長」を「会計管理局長」に改める。

別記第一号様式の表中「E」を削る。

別記第二号様式から別記第四号様式までの規定中「E口」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項及び第五条の二第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県物品規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十五号

山口県物品規則の一部を改正する規則

山口県物品規則（昭和三十九年山口県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「総務部長」を「会計管理局長」に改める。

第九条中「出納長等」を「会計管理者等」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

同条第三号中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第十条中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第三十条第三項及び第五項中「出納長」を「会計管理者」に改める。
第三十三条の見出し中「総務部長」を「会計管理局長」に改め、同条第一項中「総務部長」を「会計管理局長」に改める。
第三十九条第五項及び第六項中「出納長」を「会計管理者」に改める。
第六十一条中「総務部長」を「会計管理局長」に改める。

別表第一整理記号の欄中

「指物 I O T02」	を	「指物 I O T02」
「指物 I O T02」	を	「指物 I O T04」

に改める。

別記第一号様式の二中

「副出納長」	を	「会計管理局長」
--------	---	----------

に改める。

別記第四号様式中

「E 指物」	を	「会計管理局長」
--------	---	----------

に改める。

別記第七号様式中

「E 指物」	を	「副出納長」
--------	---	--------

「総務部長総務部次長財政課長 主査(総括)」を

「総合政策 総務部次長 財政課長 主査(総括)」	に	「副出納長」
--------------------------	---	--------

を

「会計管理局 会計管理局長」	に	改める。
----------------	---	------

別記第十号様式中

「E 指物」	を	「副出納長」
--------	---	--------

「総務部長 総務部次長 財政課長 主査(総括)」を

「総合政策 総務部次長 財政課長 主査(総括)」	に	「副出納長」
--------------------------	---	--------

を

「

会計管理者	会計管理 局長
-------	------------

」
に改める。

別記第十号様式の中に
「山口県出納長
様 (出納員) 様
(分任出納員) 様
(分任出納員) 様」
に改め

別記第十四号様式中
「

出納長

」
を
「

副出納長

」
に

「

総務部長	総務部次長	財政課長	主査(総括)
------	-------	------	--------

」
を

「

総合政策 部長	総合政策 部次長	財政課長	主査(総括)
------------	-------------	------	--------

」
を
「

副出納長

」
に

「

会計 管理者	会計管理 局長
-----------	------------

」
に改める。

別記第十八号様式及び別記第十八号様式の中に

「

総務部長	総務部次長	財政課長	主査(総括)
------	-------	------	--------

」
を

「

副出納長

」
を

「

会計管理者	会計管理 局長
-------	------------

」
に改める。

別記第十九号様式中
「

出納長

」
を
「

副出納長

」
に

「

総務部長	総務部次長
------	-------

」
を
「

総合政策 部長	総合政策 部次長
------------	-------------

」
に
「

副出納長

」
を

「

会計 管理者	会計管理 局長
-----------	------------

」
に改める。

別記第三十八号様式中
「

総務部長	総務部次長
------	-------

」
を
「

会計管理 局長

」
に改める。

別記第四十九号様式及び別記第四十九号様式の中に
「

出納長

」
を

「

総務部長	総務部次長	財政課長	主査(総括)
------	-------	------	--------

」
を

「

総合政策 部長	総合政策 部次長	財政課長	主査(総括)
------------	-------------	------	--------

」
を
「

副出納長

」
に

「

会計 管理者	会計管理 局長
-----------	------------

」
に改める。

別記第五十一号様式中
「

出納長

」
を
「

副出納長

」
に

「

総務部長	総務部次長	財政課長	主査(総括)
------	-------	------	--------

」
を

「

副出納長

」
を

「

総合政策 部長	総合政策 部次長	財政課長	主査(総括)
------------	-------------	------	--------

」
を

「

会計 管理者	会計管理 局長
-----------	------------

」
に

「議 決 額 譲 渡 の 理 由」を

「議 決 額 譲 渡 及 び 氏 名 又 は 名 稱 及 び 住 所」に

改める。

「出 納 長」を「副 出 納 長」に
 辰野郷五十一町兼谷611号

「総務部長 総務部次長 財政課長 主査(総括)」を

「総合政策部長 総合政策部次長 財政課長 主査(総括)」に
 「副出納長」を

「会計管理者 会計管理長」に改める。

「出 納 長」を
 辰野郷五十一町兼谷611号

「総務部長 総務部次長 財政課長 主査(総括)」を
 「総務部長 総務部次長 財政課長 主査(総括)」に

「総合政策部長 総合政策部次長 財政課長 主査(総括)」に
 「副出納長」を

「会計管理者 会計管理長」に

貸付けの理由	
貸付申込者の住所及び氏名又は名称	
貸付けの理由	

に を

改める。

別記第五十九号様式のうち

田	納	長
---	---	---

を

/	「	副出納長	「	を
---	---	------	---	---

を

総合政策部 部長	総合政策部 次長	財政課長	主査(総括)	「	副出納長	「	を
-------------	-------------	------	--------	---	------	---	---

会計管理者	会計室 長	「	を
-------	----------	---	---

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則

平成十九年三月三十日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）